

<参考>

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抄

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

第 245 条の 4 各大臣（内閣府設置法第 4 条第 3 項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第 5 条第 1 項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第 14 章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

2 昨今の国会での質疑等の例

①平成 23 年 3 月 10 日衆議院総務委員会

○坂本委員 ～中略～それともう一つは、今回は課長通知というのが問題になりました。以前は、課長通知、局長通知、事務次官通達あるいは大臣、副大臣と、いろいろな通知、通達があつて、大臣は、一片の通知で、例えば軽油引取税あたりの使用の仕方、こういったものを通知の一片でやるべきではないというような持論もお持ちのようであります。もう一度、総務省が中心になって、評価局が中心になって、通知が本当に事務的な通知であるのか、それとも今回のように、住民の方々の利益を損ねるようなものも含んだ通知になっていやしないか、もう一度点検する必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。まず、この二点をお伺いします。

○片山国務大臣 ～中略～それから、各省が通知を出しているということでありまして、私もかねて一片の通達というものを批判してきましたが、これは二つの意味があります。一つは、政府が自治体に対して出す通知、これは二〇〇〇年の地方分権改革以来、基本的には無効であります。場合によっては違法であります。あるとすれば技術的助言などであり

ます、その範囲に限られるということ。そののりを越えて、規範性を持つとか拘束性を持つようなものを出したとすれば、これは違法であります。ですから、これの点検はしなければいけない。その仕事は、地方分権といいますか地域主権の方向の任務を帯びている総務省がやはりやるべきだと私は思っておりまして、まず隗より始めよで、総務省内の通知の点検なども私の手でやっているところであります。

②平成 19 年 11 月 15 日衆議院総務委員会

○増田国務大臣 やはり、自治事務でありますので、本来、自治体が独自に判断をすべきというものでございますし、できるだけわかりやすいものを省庁としてもきちんと用意すべきでありましょうから、こういった通知を出さないと自治体の方でも判断に困るようなものというのは、数はやはり少なくしていくべしと。

いずれにしても、この自治事務というものの本来の性格というのを各省にも十分理解していただいて、そして対応していただく必要があるだろうと思います。

3 地方分権推進委員会『最終報告』（2001 年）

「地方公共団体関係者の意識改革を徹底して、第 1 次分権改革の成果を最大限に活用し、地方公共団体の自治能力を実証してみせてほしい。特に、これまでの通達等は、かつては訓令であったものも含めてすべて、その性格を『技術的な助言』に一変させられているのであるから、この機会にこれまで通達等に専ら依存してきた事務事業の執行方法や執行体制をすべての分野にわたって総点検し、これらを地域社会の諸条件によりよく適合し、地域住民に対する行政サービスの質を向上させ得るような別途の執行方法や執行体制に改める余地がないものかどうか、真剣に再検討してほしい。」

* 地方分権推進委員会とは、1995 年 5 月に成立した地方分権推進法に基づいて、内閣総理大臣の諮問機関として 1995 年 7 月 3 日に発足した機関。

道路法令関係Q&A

地方分権に伴う通達の取扱い

道路局路政課

(道路局路政課のA係長と新人B係員の夕方の一時)

B…そう言えば、地方分権を担当しているCさんのところに、地方公共団体から通達の拘束力に関する問合せがよく来ているみたいですね。

でも、通達って国が法令の解釈や運用を定めたものであって、地方公共団体は守らなければならぬのではないのですか。

A…まだまだ勉強が足りないようだね、B君。君は地方分権について聞いた事があるかな。

B…ええと、国の機関委任事務が廃止されたという話は大学の講義で聞いた事がありますか。

A…そうだね。地方分権一括法が平成一二年四月一日から施行され、それにより国の機関委任事務が廃止され、地方公共団体の事務は法定受託事務と自治事務に再編成されたのだよ。

B…なぜ機関委任事務を廃止したのですか。

A…機関委任事務とは地方公共団体の長等を国の

事務を行う出先機関と扱うわけだから、国と地方公共団体は対等だという地方分権の理念に反するからだよ。だから廃止して、国が本来果たすべき事務を対等の立場で地方公共団体に委託する法定受託事務を作り出したのだよ。

B…道路法に基づく事務の場合、何が法定受託事務で何が自治事務になるのですか。

A…大まかに言って地方公共団体が行う事務のうち、指定区間外国道の道路管理者としての事務が法定受託事務で、それ以外が自治事務だよ。

B…自治事務と機関委任事務では通達の扱いが違いますか。

A…そうなのだよ。まず自治事務に対しては、その法律の解釈や運用についての国の通達は一般的な技術的助言、つまり客観的に妥当な行いを示すように促したり、そのために必要な事柄を示したりするものであって、原則として地方公共団体を拘束しないのだよ。

B…それはなぜなのでしょう。

A…もし法律の具体的な解釈や運用について地方公共団体を拘束するような通達を出せるとしたら、地方公共団体と国は対等だという原則に反することになってしまうからだよ。

B…確かにそうですね。では、法定受託事務に対してはどうなのでしょう。

A…法定受託事務に対しては自治事務と違って、地方公共団体が事務処理を行う際の法令の具体的な解釈や運用として「処理基準」を定めることができ、原則として地方公共団体はそれに従わなければならないのだよ。

B…あれ、おかしいですね。さっきおっしゃっていましたが、地方公共団体と国とは対等のはずいですよね。

A…確かに地方公共団体と国とは対等だという原則があるけれども、法定受託事務を行うのは本来国等の役割だよ。それをさまざまな事情から法律に基づいて地方公共団体に委託しているわけだから、事務処理のための処理基準を定めて地方公共団体を拘束することができるのだよ。でも、あくまでも必要最低限の範囲で地方公共団体の自主性を尊重して定めなければならないのだよ。

B…そうだったのですか。ところで道路法に基づく法定受託事務の処理基準はもう出来ているのですか。

A…それについては、平成一三年二月二一日付け
通知で従来の通達等のうち処理基準とするもの
を定めているよ。ほら、見てごらん（資料1参
照）。

B…なるほど、ここに載っている通達が処理基準
として扱われるんですね。それ以外のものはど
のような扱いになるのですか。

A…従来の通達等のうち処理基準として定めた以
外のものについては、技術的助言であって、拘
束力を持たないものとして取り扱うのだよ。

B…なるほど、分かりました。ただ、それぞれの
通達を見ただけではそれが処理基準かそれ以外
か分からないから、ちよつと紛らわしい場合が
ある様な気がしますね。

A…確かにそのきらいはあるね。処理基準以外の
通達の中に法令に基づかない国の関与や事務の
義務づけを定めた規定等が含まれている場合、
技術的助言として取り扱うわけだから拘束力は
ないけれども、事務処理を行うときに紛らわし
くはあるよね。だから地方公共団体から、形式
的にも通達を廃止または改正して欲しいという
声が挙がっている場合もあるのだよ。例えば地
下街に関する関連通達はこういった状況を受
け、関係省庁で検討を行い本年六月一日付けで
廃止されたのだよ。

（キーンコンカンコン）

A…おつ、終業のチャイムだ。そう言えば今日は
ボウリング大会だったね。近くの工事事務所の
人達も一緒に参加するのだったっけ。

がいますですよ。仕事は確か占用の担当でした
かね。よし、いいスコアを出して、かっこい
いところを見せるぞ。

B…はい。そこに坂上さんってかわいい同期の子

資料1

○平成13年2月21日国道路第8号道路局長通知（抄）

記

1 処理基準の策定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9の規定に基づき、道路法（昭和27年法律第180号）第97条第1項において都道府県又は指定市等が第1号法定受託事務として行うこととされた指定区間外国道の管理等の事務につき、道路の構造強度や道路標識の案内内容等に関して一般国道に係る一定の水準を確保するため都道府県又は指定市等が法定受託事務を処理するに当たりよべき基準を（別紙）のように定めたので、今後の法定受託事務の処理に当たっては、当該基準に拠ることとされたい。

2 従前の通達等の取扱いについて

上記1.により処理基準として定めた以外の通達等については、文言の如何にかかわらず、地方自治法第245条の4の規定に基づく技術的助言として取り扱っているところである。

なお、これらの通達等のうち、法令に基づかない関与又は事務の義務付け等の規定があるものについては、当該部分の効力は失効しており、普通地方公共団体を拘束するものではないので、ご了承願いたい。